

## 議案第10号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料) 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>872,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>750,000円</u>	(給料) 第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。 (1) 市長 月額 <u>852,000円</u> (2) 副市長 月額 <u>730,000円</u>

(和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 和光市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給料) 第3条 教育長の給料は、月額 <u>718,000円</u> とする。	(給料) 第3条 教育長の給料は、月額 <u>698,000円</u> とする。

(和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第2

9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>452,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>407,000円</u> (3) 常任委員長及び議会運営委員長 月額 <u>392,000円</u> (4) 議員 月額 <u>382,000円</u>	(議員報酬) 第2条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。 (1) 議長 月額 <u>437,000円</u> (2) 副議長 月額 <u>392,000円</u> (3) 常任委員長及び議会運営委員長 月額 <u>377,000円</u> (4) 議員 月額 <u>367,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

市長及び副市長並びに教育長の給料並びに市議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬の額を改正したいので、地方自治法第203条第4項、第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。